

経済安全保障と独占禁止法に関する事例集

(令和7年11月20日公表 公正取引委員会・経済産業省・国土交通省)



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

背景

- ▶ 令和7年4月に開催された経済産業省の有識者会議※において、事業者間における情報交換、連携、再編といった**経済安全保障の観点から実施する行為について**、独占禁止法に違反するおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、**事業者間の対話を萎縮してしまうとの指摘**。

※ 「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議」（座長：白石 隆 熊本県立大学特別栄誉教授）

事例集の性格

- ▶ **経済安全保障に関連する想定事例として**、経済産業省及び国土交通省から提示された**15の事例について**、提示された内容を前提に、公正取引委員会が**独占禁止法上の考え方を示すもの**※。

※ 第8回「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議」（令和7年11月20日）において説明・公表

今後の取組

- ▶ **本事例集を事業者等に周知するとともに、積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく。**

詳細はこちら



主な事例についての独占禁止法上の考え方

業務提携・買収提案に関する情報交換

海外事業者から業務提携や企業結合の提案を受けた事業者が、当該**提案がなされた事実について**、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で**情報交換・共有することは、通常、独占禁止法上問題とならない。**

流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

重要な技術やノウハウを有する事業者が、海外事業者への**流出を防ぐべき重要な技術やノウハウの種類又は用途について**、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で**情報交換・共有すること**自体は、通常、**独占禁止法上問題とならない。**

なお、事業者間で、共同して技術やノウハウの内容又は水準について取り決めることにより、技術や製品をめぐる競争に悪影響を及ぼす場合には、技術制限カルテルとして独占禁止法上問題となるおそれがある。

重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達

国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより、震災時と同程度の調達途絶が発生した緊急時の場合又は震災時と同程度の調達途絶が発生する蓋然性が客観的に高い切迫した状況にあると政府全体で判断した場合の対応として、経済安全保障の確保を目的に、重要原材料の不足が深刻な期間に限り、事業者の間で、調達数量、調達先等の必要な情報に限り**情報交換を行い、安定調達のために必要な共同調達を行う場合には、原則として独占禁止法上問題とならない。**

なお、重要原材料の著しい不足が解決された後は、本件共同調達を直ちに終了する必要がある。等

国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

造船業（外航船）については、国境を越えて地理的範囲が画定される場合がほとんどであるが、海外に有力な競争者が存在し競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。 等